

工作物設置に伴う協議

令和 年 月 日

川口都市計画事業芝中央沿道第1土地区画整理事業

施行者 川口市

代表者 川口市長 岡村 ゆり子

住所
設置者

氏名

担当者・連絡先

次のとおり協議します。

目 的						
場 所	事業名		工区名		路線名	
	川口市					
設置期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日					
設置数量	設置物件	構造・形状				箇所数
	<input type="checkbox"/> 舗装	延長 m				面積 m ²
掘削面積	<input type="checkbox"/> 砂利道	幅員 m				
	工事期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日				
添付書類	1 案内図	3 構造図				
	2 平面図	4 その他 ()				

上記のとおり設置しても支障ない。ただし許可条件を遵守すること。

令和 年 月 日

川口都市計画事業芝中央沿道第1土地区画整理事業

施行者 川口市

代表者 川口市長 岡村 ゆり子

受 付

【許可条件】

土地区画整理事業の施行のため支障が生じた場合は、土地区画整理事業施行者が必要と認めた場合は指定期日までに設置者の負担により原状回復もしくは移設すること。

工事にあたっては川口市道路占用規則等に準じて設置すること。

工事が完了したときは、直ちに完了届を施行者に提出すること。なお、届出については、許可書の写し、案内図、竣工図、施工前・中・後の写真を添付すること。

掘削工事を施工する場合の写真は、組成構成、仮復旧・本復旧の別、復旧の切込砕石、密粒度アスコン等の厚さを黒板に記入し、箱尺等で寸法が分かるように撮影すること。

建設工事公衆災害防止対策要綱を遵守し、安全に留意するとともに事故防止に努め施工すること。

工事に起因した苦情及び第三者への損害は、申請者の責任において解決すること。

工事に起因して既設工作物等を汚損または損傷した場合は、申請者の負担で原形に復旧すること。

道路付帯構造物を撤去した部分は、必ず原形復旧すること。

工事期間中は、施工管理を徹底するとともに、道路・水路の構造及び交通に支障を与えないこと。

工事中は、歩行者の動線、一般車両の通行、振動・騒音には十分配慮し、的確な交通誘導に努め、適時、近隣住民に説明し理解を求めること。

舗装本復旧範囲について、他企業等の仮復旧が含まれている場合は、早めに当該者に連絡し本復旧方法について協議すること。各々の企業がそれぞれ本復旧するのではなく一体で本復旧できるように十分調整すること。

舗装の継ぎ目は苦情の元になり易いため、舗装復旧は丁寧に施工すること。

撤去した部分の道路復旧は、周囲の現況と同等にすること。

工事瑕疵が原因で発生した事故等は、直ちに対応すること。なお、工事完了日から2年の保証期間とする。なお、瑕疵が原因で復旧工事をする場合は、区画整理事務所へ報告し指示に従うこと。

施工及び補助工法の実施にあたっては、他企業の埋設管管理者と十分に協議を行うこと。

本協議後、所轄警察署長に道路使用許可を申請し許可を得ること。

本協議と内容が変更になる場合は、再度協議すること。